

山村地域活性化住宅

（旭・足助・稲武・小原・下山地区）

入居申込案内書（常時募集）

受付時間及び受付場所は2ページをご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

愛知県住宅供給公社 豊田市営住宅管理事務所

豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター内）

電話 0565-36-0655

目次

山村地域活性化住宅の制度概要	1 ページ
申込みの方法・時間・注意事項	2 ページ
申込みから入居まで	3 ページ
申込・契約等手続き	4 ページ
入居者資格がない場合の申込み	5 ページ
空き住戸情報	5 ページ
山村地域活性化住宅一覧	6～7 ページ

● 地域活動への参加

自治区へ加入し、地域活動に参加してください。



● 山村地域への定住

山村住宅への入居を通して山村地域への定住を検討してください。

豊田市のホームページには、

「住宅の基本情報」や「お部屋の動画案内」を掲載しております。



豊田市HP

山村地域活性化住宅の制度概要

【趣旨・目的】

山村地域への定住のきっかけづくりをし、結婚、子育て等により家族を形成する時期にある世代を中心とした移住により山村地域の活性化とコミュニティの維持を図ることを目的として、山村地域での居住を希望する方に対し、低廉な使用料で一時的に居住することのできる住宅を供給しています。

山村地域活性化住宅へ入居いただき、山村地域での居住を体験しながら定住をぜひご検討ください。

【入居者資格】

次の要件のすべてに該当することが必要です。

①申込時において申込者またはその配偶者の年齢が40歳未満であること。

②入居する人数が住戸と適合していること。

③同地区の山村地域活性化住宅へ入居したことがないこと。

④申込者及び同居者が市町村税の滞納がないこと。

⑤申込者及び同居者が暴力団員または暴力団関係者でないこと。

*ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員等であるか否かの確認のため愛知県警察本部に照会することがあります。

※このほか入居にあたり地域活動へ参加すること等必要事項に誓約いただきます。詳細は別紙「豊田市山村地域活性化住宅入居申込書」の裏面をご確認ください。

※要件の①・②に該当しない場合であっても条件により入居できます。詳しくは、5ページの「入居者資格がない場合の申込み」をご確認ください。

【入居期間】

8年間 ※入居期間の更新はありません。

【使用料】

使用料は、住戸使用料・駐車場使用料・共益費を一括して徴収します。

各住宅の使用料の額は、6～7ページの「山村地域活性化住宅一覧」からご確認ください。

【敷金】

入居にあたり使用料の3か月分を徴収します。（ここで言う使用料には、駐車場を使用しない場合であっても1台分の駐車場使用料を含みます。）

退去時にお返しするものですが、未納の使用料等があるときは、この敷金を充当する場合があります。

【駐車場】

駐車場は1戸あたりに割り当てられる台数が異なります。

駐車場には車両制限があります。（車長490cm以下、車幅180cm以下）

詳しくは6～7ページの「山村地域活性化住宅一覧」からご確認ください。

【内覧】

内覧は予約制です。

内覧を希望される方は、該当地区の市役所支所が窓口になりますので、事前にご相談ください。

地区	支所名	住所	電話番号
旭地区	旭支所	豊田市小渡町船戸 15-1	0565-68-2211
足助地区	足助支所	豊田市足助町宮ノ後 26-2	0565-62-0601
稲武地区	稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下 1-1	0565-82-2511
小原地区	小原支所	豊田市小原町上平 441-1	0565-65-2001
下山地区	下山支所	豊田市大沼町越田和 37-1	0565-90-2111

8：30～17：15（土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

稲武地区の内覧は、毎月第2火曜日午前11時から午後4時の間で行います。

【方法・時間】

- 山村地域活性化住宅への申込みにあたっては、以下１～３の方法で申込みいただけます。

１ 豊田市営住宅管理事務所へ申込書等を持参する場合

受付時間：９：００～１７：００（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

２ 市役所各支所窓口へ申込書等を持参する場合

受付時間：８：３０～１７：１５（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

３ あいち電子申請・届出システムから申請する場合

受付時間：２４時間３６５日（メンテナンス等による利用停止の場合を除く。）

※右のＱＲコードを読み取り、手続きください。



ＱＲコード

【注意事項】

- 申込みは１世帯１住戸になります。
- 募集住戸ごとに先着順で受付けを行います。（申込みが重複した場合は、受付時間で判断します。）
- 空いていない住戸へは申込みいただけません。市ホームページにて空き住戸情報を公開していますのでご確認ください。（５ページ「空き住戸情報」に市ホームページのＱＲコードを記載しているのでそちらからご確認ください。）
- 申込みにあたり入居希望日を記載いただきますが、入居準備のための修繕等により希望に添えない場合があります。また、申込みから３か月以上先の日付は希望日として記載いただけません。
- 申込時に入居資格審査を行いますので、４ページにある「申込時に必要な書類」を添付してください。書類が不足して入居資格審査ができない場合、受付けできません。
- あいち電子申請・届出システムで申込みをされる場合は、「申込時に必要な書類」を写真で撮影いただき、写真データを添付していただきます。「申込時に必要な書類」の原本は、後日提出いただくので破棄しないでください。
- 虚偽の申込みをされた方の受付けは無効になり、今後の受付けも一切いたしません。
- 申込み後に住所を変更された方は、速やかに市営住宅管理事務所へ申し出てください。
- 次の場合は、入居資格審査後であっても入居の資格を失います。
 - ①申込資格がないことが判明したとき。
 - ②虚偽の申込みをしたことが判明したとき。
 - ③入居予定者の変更（出生・死亡の場合を除く。）があったとき。また、入居予定者の死亡・入居辞退等により入居人数に変更があったとき（適正な入居人数の住戸へ申し込んだ場合は除く。）。
 - ④指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされないとき。
 - ⑤正当な理由がなく、事前に連絡せずに入居説明会を欠席されたとき。
 - ⑥入居指定日から２週間以内に入居予定者全員が入居できないとき。
 - ⑦市の管理する住宅において未納家賃、使用損害金その他賃貸借契約書等から生ずる債務があるとき。

入居申込み
入居資格審査

入居資格審査に必要な書類を添付し申込みください。
(4 ページ参照)

提出された書類により入居資格に適合しているか審査します。

入居資格のない方及び書類の揃わない方は受付できません。

あいち電子申請・届出システムで申込みをされる方は、電話等で連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。

入居資格審査は日本語で行います。窓口へお越しの場合、日本語が話せない方は可能な限り日本語の分かる方とお越しく下さい。(通訳サービスの利用状況により対応できない場合があります。ご了承ください。)

契約書類等の送付

入居が決定しましたら、入居説明会の案内と賃貸借契約書、敷金の納付書等を送付します。

契約書類等の提出

賃貸借契約書を作成して豊田市営住宅管理事務所へ提出してください。
また、提出までに金融機関で敷金を納付してください。

入居説明会

入居説明会後に住宅の鍵をお渡しします。

入 居

入居指定日から2週間以内に入居予定者が入居してください。

【申込時に必要な書類】

- 下記の書類をすべてご用意ください。

①山村地域活性化住宅入居申込書

②入居する方全員の住民票の写し（続柄・本籍が記載されたもの）

※住民票の写しは、必ず「省略されていないもの」と申請してください。

③納税証明書（現在または最近まで収入のあった方全員の市町村税に滞納がない証明）

※このほか豊田市営住宅管理事務所が必要と判断し、提出を指示した書類等があればそちらもご用意ください。

※あいち電子申請・届出システムで申込みをされる方は、①は不要です。

【あいち電子申請・届出システムでの申込み】

- あいち電子申請・届出システムで申込みいただく場合は、この申込案内書のほかあいち電子申請・届出システム内の説明欄等もよくご確認ください。
- あいち電子申請・届出システムで申込みいただいた際、申込みされた住戸が既に受付により埋まっていた場合や申込内容・添付書類に不備不足があった場合等は、豊田市営住宅管理事務所から電話等でご連絡させていただきます。
- この場合、正していただいた情報等を再度申込みいただくことをもって初めて受付完了となります。

【契約手続き及び入居】

- 入居が決定した方には、入居決定通知書を送付します。通知書には入居可能日や入居説明会の案内等を記載し、あわせて賃貸借契約書、敷金の納付書等を封書で送付します。
- 契約には、連帯保証人1名（独立した生計を営む人で、確実な保証能力を有する親族又は豊田市内在住者）が必要です。なお、豊田市の指定する家賃債務保証会社を利用することも可能です。
- 緊急連絡先の方が1名（親族、友人又は知人等何かあった際に連絡窓口になっていただける方。連帯保証人と兼ねることも可能）が必要です。家賃債務保証会社は緊急連絡先になれません。
- 契約書等を作成し、敷金を納付のうえ入居説明会に契約者ご本人が出席してください。
※入居申込者本人と連帯保証人1名が署名・実印の押印した賃貸借契約書、印鑑登録証明書、連帯保証人の本籍記載の住民票の写し及び納税証明書等が必要となります。
- 入居は入居可能日から2週間以内に、入居予定者全員で入居してください。

【入居後の注意事項】

- 地域の自治区や住宅の自治会に参加してください。

なお、区費・自治会費等が必要になります。

- 地域における自治会活動（清掃、草刈り等）に参加協力してください。

- 犬、猫、鳥などの飼育は、近隣の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、固くお断りします。
入居後に飼育していることがわかったときは、退去していただきます。
- 共益費として共用部分の管理に係る費用を徴収しますが、住宅毎に費用として徴収せずに入居者で管理していただいていること（清掃、草刈り等）もあります。この場合、他の入居者等からの求めに応じ共用部分の管理に努めてください。
- 山村地域活性化住宅は共同住宅ですので、快適な共同生活が送れるようお互い協力してください。

入居者資格がない場合の申込み

山村地域活性化住宅の下記の入居者資格がない場合であっても、下記の条件を満たすことにより入居いただくことができます。

【対象となる入居者資格（再掲）】

- ①申込時において申込者またはその配偶者の年齢が40歳未満であること。
- ②入居する人数が住戸と適合していること。

【条件1（使用料）】

6～7ページ「山村地域活性化住宅一覧」に記載の毎月の住戸使用料に5,000円を加算すること。

例) 駐車場1台を借りて「おちべ住宅」に入居する場合

住戸使用料：35,000円 + 5,000円（加算）

駐車場使用料：500円

共 益 費：1,300円

よって、毎月41,800円の支払が必要

【条件2（申込住戸）】

募集開始から3か月が経過しても入居がない住戸であること。

例) 令和7年5月1日から募集している住戸の場合



【条件3（入居人数）】

同一地区で募集している全ての住戸に、入居する人数が適合する住戸がないこと。

例) 50歳単身者が〇〇住宅を希望した場合、単身で入居できる△△ハイツがあるため、〇〇住宅には入居申込できない。

地区名	住宅名	部屋番号	入居人数	間取り
稲武	〇〇住宅	1	3～7	3LDK
	△△ハイツ	101	1～2	1DK

空き住戸情報

市ホームページにおいて、毎日（土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）10時までに前日までの申込・空き住戸状況を掲載します。

そちらに入居者資格がない方の申込みが可能な住戸であるかも記載いたしますので、適宜ご確認ください。（下のQRコードから市ホームページをご確認いただけます。）

リアルタイムな情報が知りたい場合は、業務時間内に豊田市営住宅管理事務所まで直接お問い合わせください。



豊田市HP

山村地域活性化住宅一覧

地区名	住宅名		所在地	竣工年度	構造	備考	階数	間取り	
旭	ささど SASADO	笹戸	笹戸町神田2-1	H8～10	木造	戸建	2階	3LDK	和6,洋6,洋7.5他
	すぎもと SUGIMOTO	杉本	杉本町仏田19他	H12～19	木造	戸建	2階	3LDK	和6,洋7.5,洋10他
	えびねのさと EBINENOSATO	エビネの里	杉本町仏田27-1	H24	木造	集合	2階	2DK	和6,洋6
足助	おちべ OCHIBE	おちべ	足助町落部25	H15	準耐	集合	2階	3LDK	和6,洋6,洋6
	こうろげ KOUROGE	高嶺下	野林町赤羽根6	H11	木造	長屋	2階	2LDK	洋6,洋6
	ちかおか CHIKAOKA	近岡	近岡町吉田10-1	S61	木造	長屋	平屋	2DK	和6,和6
	くわだわ KUWADAWA	桑田和	桑田和町清水35-2	S60	木造	戸建	2階	3LDK	和6,和6,和6
								4DK	和6,和6,和6,和6
								4DK	和6,和6,和6,洋6
	ちの CHINO	千野	桑田和町千ノ田11-1	S61	木造	長屋	2階	3DK	和6,和6,洋6
稲武	うばがいり UBAGAIRI	乳母ヶ入	黒田町西乳母ヶ入45-5	H8	木造	戸建	2階	3LDK	和6,洋6,洋8他
	うばがいりはいつ UBAGAIRIHAITSU	乳母ヶ入ハイツ	黒田町西乳母ヶ入45-10	H15	木造	集合	2階	1DK	洋8
	かじばた KAJIBATA	梶畑	桑原町梶畑80-2	H12	木造	長屋	2階	2LDK	洋8,洋6
				H10～13	木造	戸建	2階	3LDK	和6,洋6,洋8他
	こーぽかじばた CORPOKAJIBATA	コーポ梶畑	桑原町梶畑96-4	H11	低耐	集合	2階	1K	洋8.9
	かじばたはいつ KAJIBATAHAITSU	梶畑ハイツ	桑原町梶畑96-1	H20	鉄骨造	集合	2階	2DK	和6,洋6
								3DK	和6,洋6,洋6
	なつやけ NATUYAKE	夏焼	夏焼町ナカヤシキ58	H12	低耐	集合	2階	3DK	和8,和8,洋6.2
小原	ゆうや YUUYA	遊屋「ゆうゆう」	遊屋町観音洞456	H4	木造	戸建	2階	4LDK	和6,洋6,洋6,洋6
								4LDK	和6,洋8,洋6,洋4
	かしがほら KASHIGAHORA	柏ヶ洞	柏ヶ洞町郷32-15	H7	木造	戸建	2階	4LDK	和6,洋6,洋6,洋6
								4LDK	和6,洋4.5,洋6,洋5
								3LDK	和8,洋8,洋10
				H8	木造	戸建	2階	3LDK	和6,洋8,洋8
								3LDK	和6,洋6,洋8
下山	おおぬま OONUMA	大沼	大沼町浜松55	H16	低耐	集合	2階	2LDK	洋8,洋8
								3DK	洋6,洋6,洋6

【構造の説明】

- 「準耐」 … 準耐火
- 「低耐」 … 鉄筋コンクリート造2階建て

【表示の説明】

- 「電化」 … 電化住宅（電化住宅は、ガスを一切使用せず、電気のみ使用する住宅です。風呂、台所、湯沸かし器等の器具がすべて電気器具となります。電気調理器は入居者でご用意ください。なお、ガスレンジ等は使用できません。

入居人数	住戸 使用料 (円/月額)	駐車場 使用料 (円/月額) 1台あたり	R6 共益費 (円/月額)	風呂	トイレ	ガス等	駐車場 使用可 能 台数
2～7	30,000	500	2,600	有	水洗	電化他	2台分
2～8	36,000	—	2,700	有	水洗	電化	2台分
2～5	17,000	500	4,600	有	水洗	電化	2台分
2～6	35,000	500	1,300	有	水洗	プロパン	1台分
2～6	29,000	500	3,700	有	水洗	プロパン	2台分
1～3	18,000	500	300	有	水洗	プロパン	1台分
2～7	27,000	500	3,100	有	水洗	プロパン	2台分
2～6	24,000	500	1,500	有	水洗	プロパン	2台分
2～7	36,000	—	—	有	水洗	プロパン	2台分
1～2	15,000	500	1,000	有	水洗	電化	1台分
2～6	30,000	—	—	有	水洗	プロパン	2台分
2～7	32,000						
1	12,000	500	1,000	有	水洗	電化	1台分
2～4	19,000	500	1,200	有	水洗	電化	2台分
2～5	24,000						
2～5	30,000	500	800	有	水洗	プロパン	1台分
2～8	35,000	—	—	有	水洗	プロパン	2台分
2～9	36,000	—	—	有	水洗	プロパン	2台分
2～7	30,000	500	3,400	有	水洗	プロパン	2台分

【注意事項】

- 共益費の月額が明記されている住戸については、豊田市が一部または全部の共用部分の管理を行うため、市が使用料としてまとめて徴収します。
- 次の住宅は、ひまわりネットワークのケーブルテレビに加入してください。
旭地区（笹戸・杉本住宅）、足助地区（近岡・桑田和・千野住宅）、稲武地区（乳母ヶ入・梶畑住宅）、小原地区（遊屋・柏ヶ洞住宅）
- インターネットについては、全住宅ご自身で加入してください。
- 入居後は、区費等が必要です。また、地域の自治活動、自治消防団活動、住宅地周辺の環境整備（草刈り等）に積極的に参加していただく必要があります。
- 駐車場使用料及び駐車場使用可能台数が「—」と記載されている場合は、駐車場として整備した区画はありませんが、住宅の敷地内に車を駐車いただくことができます。
- 笹戸住宅のA101～105はガス、B101～105は電化です。

豊田市のホームページには、「住宅の基本情報」や「お部屋の動画案内」を掲載しております。
是非ご覧ください。



豊田市HP

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

豊田市山村地域活性化住宅入居申込書

指定管理者 様

注意 記入上の注意を読んでから記入し
てください。

申 込 日

年 月 日

申込者氏名（ふりがな）			入居希望				
			住宅名	部屋番号	入居希望日		
住所（〒 ー ）			電話 アパート名等				
勤務先（〒 ー ） 所在地			電話 名称				
同居 し よ う と す る 者	氏 名	関係	生年月日	年齢	職業	障がい 認定級	備考
		本人	年 月 日生				
			年 月 日生				
			年 月 日生				
			年 月 日生				
			年 月 日生				
申込理由 ☐ 山村地域への興味・関心 ☐ 住宅取得前の一時入居 ☐ その他（ ）							
納税状況 ☐ 滞納なし ☐ 滞納あり （ ）			審査結果 ☐ 可 ☐ 否			住戸使用料 月 額 円	
受付年月日 年 月 日		受付番号 第 号		決定者	検討者		起案責任者

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 必要に応じ、別に指定する書類を添付してください。

〈裏面に記入欄あり〉

(裏)

山村地域活性化住宅への入居に関する説明書

豊田市山村地域活性化住宅条例（以下「条例」といいます。）第2条1項及び第5条第1項第5号について、次の1及び2のとおり説明します。

また、条例第8条第2項の規定により豊田市山村地域活性化住宅（以下「山村住宅」といいます。）への入居を決定するに当たり、同条第4項の規定に基づき、次の3のとおり説明します。

1 設置目的に関する事項（条例第2条1項関係）

次の対応により地域活性化等を図っていただくことを期待します。

- （1）山村住宅への入居を通して山村地域への定住を検討すること。
- （2）山村住宅の所在する自治区へ加入すること。
- （3）入居後、地域の活動等へ積極的に参加すること。

2 入居資格に関する事項（条例第5条第1項第5号関係）

暴力団員を始めとした暴力団関係者は、入居することができません。

3 入居期間に関する事項（条例第7条及び第8条第2項関係）

- （1）山村住宅の居住可能期間は、入居可能日から8年間（初日算入）です。
- （2）入居可能日は、条例第8条第2項の規定により山村住宅への入居を決定した際に、その旨と併せて通知します。
- （3）山村住宅の入居に係る契約は、その更新がなく、居住可能期間の満了によって終了します。
- （4）（1）に記載する居住可能期間が満了するときまでに、山村住宅を明け渡さなければなりません。

誓約書

私及び私と同居しようとする者は、上記内容を十分に理解し、次のことについて誓約します。

- 1 私及び私と同居しようとする者は、暴力団員を始めとした暴力団関係者ではありません。
- 2 居住可能期間が満了する日までに、山村住宅を明け渡します。

年 月 日

申込者氏名
